探査衛星（能動）業務への現在の世界的分配を、8700-9300MHz及び／又は9900-10500MHzの周波数帯で最大600MHz拡大することを検討すること。

1.13　決議第652（WRC-12）の規定に基づき、5kmの距離制限を拡大する可能性を調査するとともに、宇宙探査業務（宇宙から宇宙）を、周回有人宇宙船と通信を行う宇宙船による近接活動の用に供することを視野に第5.268号を見直すこと。

1.14　決議第653（WRC-12）の規定に基づき、UTCの改正又はその他の方法によらず、連続的な参照時刻系を実現する可能性を検討し、適切な措置を執ること。

1.15　決議第358（WRC-12）の規定に基づき、海上移動業務における船舶上通信局の周波数要求を検討すること。

1.16　決議第360（WRC-12）の規定に基づき、新しいAISの技術的アプリケーション及び海上無線通信を改善するための新しいアプリケーションを可能にする規則上の規定及び周波数の分配を検討すること。

1.17　決議第423（WRC-12）の規定に基づき、WAICを支援するための、航空への適切な分配を含めた周波数要求及び規則上の措置を検討すること。

1.18　決議第654（WRC-12）の規定に基づき、77.5-78.0GHzの周波数帯における自動車用無線標定業務への一次的基礎で分配することを検討すること。

2　決議第28（WRC-03、改）の規定に基づき、無線通信総会から通知があった参照のため無線通信規則に取り込まれているITU-R勧告の改正を審査するとともに、決議第27（WRC-12、改）の第１附属書に示された原則に基づき、無線通信規則の中の対応する参照を更新すべきか否かを審査すること。

3　世界無線通信会議の決定により結果的に必要となる可能性のある、無線通信規則の変更及び改正を検討すること。

4　決議第95（WRC-07、改）の規定に基づき、それ以前の世界無線通信会議の決議及び勧告を、それらの改正、置換又は破棄を視野に見直すこと。

5　条約第135号及び第136号に基づいて提出された無線通信総会の報告を検討し、適切な措置を執ること。

6　次回の世界無線通信会議の準備のために、無線通信研究委員会が緊急に措置を講じる必要のある項目を特定すること。

7　決議第86（WRC-07、改）の規定に基づき、無線周波数と付随する静止衛星軌道を含めたあらゆる軌道の合理的、効率的及び経済的な利用のために、全権委員会議決議第86（2002年マラケシュ、改）「衛星通信網に関わる周波数割当ての事前公表、調整、通知及び記録手続」の規定に対応した変更及び他の選択肢を検討すること。

8　決議第26（WRC-07、改）の規定に基づき、当該国の脚注が不要になった場合に、脚注を削除してほしい旨又は脚注から当該国の名前を削除してほしい旨の主管庁からの要求を検討し、適切な措置を講じること。

9　条約第７条に基づき、以下に関する無線通信局長の報告を検討し承認すること。

9.1　WRC-12以降の無線通信部門の活動

9.2　無線通信規則の適用に当たって遭遇した問題又は矛盾

9.3　決議第80（WRC-07、改）の規定に応じた措置

10　条約第７条に基づき、次回の世界無線通信会議の議題に盛り込む項目を理事会に勧告すること、また、その次の会議の予備的議題と将来の会議の議題候補について見解を示すこと。

以下を更に決議し、

会議準備会合を活発化すること。

以下を理事会に要請し、

議題を確定し、WRC-15を開催する準備を行い、可及的速やかに構成国との必要な協議を開始すること。

以下を無線通信局長に指示し、

会議準備会合を開催するために必要な準備を行い、WRC-15への報告を準備すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議を関係する国際及び地域機関に通知すること。

追　　決議第808（WRC-12）　2018年世界無線通信会議の仮議題

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　条約第118号に基づき、WRC-18の議題の概要は４年から６年前には固められるべきこと。

b)　世界無線通信会議の権限及び会議に向けての行程に関する憲章第13条及びその議題に関する条約第７条

c)　これまでのWARC及びWRCの関連決議及び勧告

以下の見解を示すことを決議し、

WRC-18の仮議題には、以下の項目が含まれるべきこと。

1　WRC-15から特に要請された緊急な課題に関して適切な措置を講じること。

2　主管庁からの提案及び会議準備会合の報告に基づき、また、WRC-15の結果を考慮しつつ、以下の事項について検討し、適切な措置を執ること。

2.1　決議第359（WRC-12）の規定に基づき、GMDSSの近代化及び電子航行の実現を支援するため、周波数の分配を含めた規則上の措置を検討すること。

2.2　決議第757（WRC-12）の規定に基づき、ナノ衛星及びピコ衛星の導入と運用を促進するために必要な衛星通信網の通知に関わる適切な規制的手続を検討すること。

3　決議第28(WRC-03、改)の規定に基づき、無線通信総会から改正の通知があった参照のため無線通信規則に取り込まれているITU-R勧告の改正を審査するとともに、決議第27(WRC-12)の第１附属書に含まれる原則に基づき、対応する無線通信規則の中の参照の更新について審査すること。

4　世界無線通信会議の決定によって結果的に必要となる可能性のある、無線通信規則の変更及び改正を検討すること。

5　決議第95(WRC-07、改)の規定に基づき、それ以前の世界無線通信会議の決議及び勧告を、それらの改正、置換又は破棄を視野に見直すこと。

6　条約第135号及び136号に基づいて提出された無線通信総会の報告を検討し、適切な措置を執ること。

7　無線通信研究委員会が緊急な措置を執る必要があるような事項を特定すること。